

山梨県甲府警察署管内における放置車両確認事務委託に係る一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を行う。

令和 7 年 4 月 2 2 日

山梨県警察本部長 仲村 健二

一 一般競争入札に付する事項

- 1 役務の名称及び数量
山梨県甲府警察署管内における放置車両確認事務委託 一式
- 2 役務の仕様等
入札説明書等で定める内容であること。
- 3 履行期間
令和 7 年 7 月 1 日から令和 1 0 年 6 月 3 0 日まで
- 4 履行場所
山梨県甲府警察署の管轄区域内
- 5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税等に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の消費税等の相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

二 一般競争入札の参加資格

- 1 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 2 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和 3 年 3 月 8 日山梨県告示第 6 7 号）に規定する山梨県物品等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- 3 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- 4 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）第 1 7 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない、又はこれらがなされていないこと。ただし、同法第 4 1 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 1 9 9 条第 1 項の更正計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。
- 5 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）第 2 1 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれらがなされていないこと。ただし、同法第 3 3 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第 1 7 4 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 6 民事再生法附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 1 1 年法律第 7 2 号）第 1 2 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。
- 7 現に、法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を滞納していないこと。
- 8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員が経営し、又は実質的に経営を支配していないこと。
- 9 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。
- 10 純資産 1, 0 0 0 万円以上の株式会社、正味財産 1, 0 0 0 万円以上の公益法人又はこれらに準ずる法人であること。
- 11 法人向けサービスの業歴が 2 年以上であり、過去 2 年以内において当該業務に関して刑に処せられたことがないこと。
- 12 入札参加資格確認時において駐車監視員を 4 名以上雇用していること。
- 13 業務知識・遂行能力向上のための研修に関する規程を定めており、当該規程に基づき研修を実施していること。
- 14 自主検査に関する規程を定めており、当該規程に基づき自主検査を実施していること。
- 15 報奨・ペナルティに関する規程を定めていること。
- 16 機密漏洩防止に関する規程を定めていること。

- 17 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ適確に遂行し得ること。
- 18 道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項に基づく山梨県公安委員会の登録を受けていること（道路交通法第51条の9に基づく山梨県公安委員会の適合命令を受けており、当該命令に必要な措置をとっていないと認められる法人を除く。）。
- 19 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかは問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同様以上の支配力を有すると認められる者を含む。）に次のアからエまでのいずれかに該当する者のいない法人であること。
- ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- エ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

三 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合わせ先
郵便番号400-8586 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策係
電話055-221-0110（代）
- 2 入札説明書の交付方法
この公告の日から令和7年5月8日（木）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで三の1の交付場所において交付する。
- 3 入札及び開札の日時及び場所
令和7年5月30日（金）午後2時 山梨県警察本部 2階聴聞室
- 4 入札の無効
この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- 5 落札者の決定方法
この公告に示した役務を履行できると山梨県警察本部長が認めた入札者であって、規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 2 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札保証金として納めなければならない。ただし規則第108条の2の規定に該当する者は、これを免除する。
- 3 契約保証金
契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。
- 4 入札者に求められる事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類を令和7年4月22日（火）から同年5月9日（金）までの県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までに三の1の場所に持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- 5 契約書作成の要否
要
- 6 長期継続契約
この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年山梨県条例第90号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。
- 7 その他
詳細は、入札説明書による。